

減収補てん債の対象拡充及び特別減収対策債の新設に伴う
本市財政への影響について

1 減収補てん債の対象税目拡充について

減収補てん債は、景気の変動等により地方交付税の基準財政収入額の算定額と実際の課税実績額との間にかい離（減収）が生じた際に、それを是正する制度である。

第204回国会において、地方交付税法等の一部を改正する法律が成立し、現行制度上認められている法人税割、利子割、法人事業税の減収に加え、令和2年度の市町村たばこ税、地方消費税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税の6税目の減収についても、減収補てん債を発行できることとなった。

令和2年度においては、法人税割や地方消費税等の減収に対して、約48億円（うち拡充分：約24億円）を発行する見込みである（2月市会に提案）。

令和3年度の財政収支見通しにおいては、市税等の収入に連動して基準財政収入額を見込んでおり、減収補てん債の仕組み上、発行を見込んでいない。

2 特別減収対策債について

特別減収対策債は、入湯税など一部の税目（宿泊税などの法定外税は対象外）や使用料・手数料等の減収を補填するために起債できるものであるが、「投資的経費のうち地方債を充当していない部分」を上限として発行できるものとされている。

本市の場合、当該部分については行政改革推進債を充当することとしており、特別減収対策債を活用できる余地はなく、財政収支見通し上の財源不足を縮減させる効果はない。